

経 済 要 録

国 内

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は10月27日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更についてⅠのとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおり変更することを決定した。

Ⅰ. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金利率の最高限度を下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

| | |
|--|-------------------------|
| 期間の定めがある預金（期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。） | 年 <u>4.57%</u> (+0.37%) |
| 当座預金 | 無利息 |
| 納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。） | 年 <u>1.25%</u> (+0.12%) |
| その他の預金 | 年 <u>0.75%</u> (+0.12%) |

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期預金、据置貯金および定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定

期積金については適用しない。

(2) 実施日

平成元年11月6日

ただし、平成元年11月5日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にはかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)および(2)のとおり変更し、下記(3)により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日以前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第1項および第2項の規定にかかわらず年4.57% (+0.37%) とする。

(2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯

金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年もの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第1項および第2項の規定にかかわらず年4.57%(+0.37%)とする。

(3) 実施日

平成元年11月6日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成元年11月5日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

II. 平成元年11月6日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて

(下線部分は今回改定、かっこ内は変化幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

| | |
|----------|------------------|
| 期間3か月のもの | 年2.32%以下(+0.28%) |
| 期間6か月のもの | 年3.57%以下(+0.37%) |
| 期間1年のもの | 年4.32%以下(+0.37%) |
| 期間2年のもの | 年4.57%以下(+0.37%) |

ただし、

イ、期間2年のものの

1年を経過した日に行われる中間利払の利率

年3.57%以下(0.37%)

ロ、期限前払戻の場合

の預入期間中の利率

- (イ) 預入期間が6か月未満の場合 当該払戻が行われる日の普通貯金の利率以下
- (ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 年2.82%以下(+0.28%)
- (ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 年3.32%以下(+0.37%)
- (ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合 年4.07%以下(+0.37%)

ハ、期限後利率

- (イ) 現払の場合(他預金への振替を含む) 当該現払が行われる日の普通預金の利率以下
- (ロ) 定期預金または 継続預入後の定期預金ま

据置貯金に継続書
替えの場合

または据置貯金の当該継続書替えが行われる日の利率

据置預金

定期預金の利率に準ずる

定期積立

年2.4%以下(+0.12%)

ただし、期限前払戻の場合の預入期間中の利回り

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(2) 当座預金

無利息

(3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む)

年1.25%以下(+0.12%)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率

普通預金の利率以下

(4) その他の預金

普通預金および普通預金

年0.5%以下(+0.12%)

通知預金

年0.75%以下(+0.12%)

ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率

当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

別段預金およびその他の雑預金

年0.5%以下(+0.12%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとする。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年2.82%(+0.28%)以下、期間6か月以上のものについては年3.82%(+0.37%)以下とする。

4. 経過措置

定期預金および据置貯金のうち、平成元年11月5日までに受入れたものについては、上記1.、2.および3.にか

かわらず、当該預金および貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

◇臨時行政改革推進審議会の「公的規制の在り方に関する小委員会」の報告書について

臨時行政改革推進審議会の「公的規制の在り方に関する小委員会」（瀬島龍三委員長）は、11月6日、昨年12月に同審議会が政府への「公的規制の緩和等に関する答申」において指摘した事項（調査月報63年12月号「経済要録」参照）に対する政府の実施状況等を点検・評価するとともに、今後の目標と課題を示した報告書を取りまとめ、同審議会に提出した。

同報告書では、答申指摘事項の実施状況について、なお相当数が未だ政府内で検討途上にある点を指摘、基準の見直しや各種制度の運用改善を早期に進めるべきとしているほか、とりわけ流通分野については、運用改善にとどまらず今後答申の趣旨に沿って各般の制度自体の改革にも本格的に取組むよう提言しているが、その概要は以下のとおり。

(1) 昨年答申の実施状況とその評価

昨年答申の実施状況については、総じてみれば、当面の運用改善に向けては前進しつつあるものの、制度改革を含め規制緩和等の本格的な成果をみるにはなお一層の推進努力が必要である。とくに流通分野については、制度そのものの見直しについて検討を要請する。

また、金融については、昨年答申で提唱された大口定期預金の最低預入単位引下げや小口MM Cの導入等が着実に実施されてきているが、金利規制の緩和策をもう一段進めるべく①小口MM Cの最低預入単位を逐次引下げのほか、②小口定期性・流動性預金金利の自由化、③預金金利自由化が進展した段階における臨時金利調整法の在り方、④郵貯金利決定の在り方、の諸点について検討を行う必要がある。また市場規制の緩和策として、中短期債、変動利付債の導入等各社債の発行自由化、TB市場拡充等を、推進すべきである。

(2) 今後の推進に当たっての基本的考え方および主要課題等

今後の規制緩和推進に当たっての基本的考え方として、これまでの経済・社会構造が、どちらかといえば生産者等の供給側に偏りがちであったとの反省に基づき、政府は、今後消費者の利益を一層重視し、社会経済構造の転換を目指していく必要がある。さらに、こ

うした基本的考え方を踏まえ、今後の制度改革推進の重点目標として、④内外価格差の縮小、⑤民間活力の活用、⑥わが国経済社会の対外開放の推進と制度の国際的な調和、⑦行政制度およびその運用の透明性や公正性の確保、⑧行政の簡素化、総合化の推進、の5点を提唱し、これらの目標実現に向けての各分野共通の主要課題として以下の5つの改善策を提言する。

① 独占禁止政策の推進……独占禁止法の適用除外制度は必要最小限にすべきである。すなわち現在、独禁法適用除外制度にかかる法律数は40を超えているが、現行の適用除外制度が必要であるか全面的に洗い直しが必要であり、また現行制度を維持する場合であっても適用範囲の見直しを進める。

さらに、独禁法の運用基準の明確化に努め、内外への透明性を高めていくことが重要である。

② 行政手続制度の整備……行政の透明性、公正性を確保するため、個別法を超えた行政手続法など一定のルール作りが急務であり、またこれを検討するため、中立的・専門的調査審議機関を早急に設置し検討に着手させる。

③ 検査検定制度における民間能力の活用……検査検定制度、とくに製品や構造物の安全性等の品質保証の目的で実施される検査検定について、民間能力の活用を進めるべきことは、臨調答申以来繰り返し指摘してきたところであり、なかでも、メーカーやユーザーに属さず行政機関からも独立した第三者的な検査を実施する国際的な権威ある機関（第三者検査機関）の設置・育成の必要性がますます高まっており、政府は改めてその実現に向け努力すべきである。

④ 共管競合規制にかかる調整・処理ルールの確立……複数の規制が重複している「共管競合規制」の実態について、民間からの意見・要望を積極的に吸収しつつ、総点検を実施する。

⑤ 地方公共団体による独自規制の行き過ぎは正……公的規制の緩和は国、地方を通じて推進すべきであり、出店規制といった地方公共団体が独自に行う規制については行き過ぎのないよう国が指導していくことを要望する。

また、国は、各種公的規制の実施に当たり、地方公共団体の独自規制を行い得る範囲や基準の明確化を図るとともに、地方公共団体の独自規制に

ついて過度のバラツキや行き過ぎがあるものについてはその是正を図るように、必要性な指導等を行う。

さらに、規制緩和の恒常的な推進体制の確立が必要であり、とりわけ新行革審が来年4月に設置期限切れを迎えることにかんがみ、担当行政機関から離れた公的な権威のある「第三者の推進組織」を設置する必要がある。

◇市場金利連動型定期預金(いわゆる小口MMC)にかかる大蔵省通達の一部改正について

大蔵省は、10月31日、市場金利連動型定期預金(いわゆる小口MMC)にかかる銀行局長通達を一部改正した。その内容は次のとおり。

(1) 市場金利連動型定期預金または、市場金利連動型定期貯金にかかる金融機関の金利の最高限度に関する件(平成元年5月大蔵省告示第88号)の規定にかかわらず、同告示に定める市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金の利率の最高限度が、それぞれの預入期間ごとに以下に掲げる利率を下回るときは、以下に掲げる利率を最高限度とする。

| | |
|-------------|--------|
| 預入期間が3か月のもの | 年2.47% |
| 預入期間が6か月のもの | 年3.72% |
| 預入期間が1年のもの | 年4.47% |
| 預入期間が2年のもの | 年4.72% |
| 預入期間が3年のもの | 年4.72% |

(2) 実施日 平成元年11月6日

ただし、平成元年11月5日までに受け入れた市場金利連動型定期預金または市場金利連動型定期貯金については、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

◇土地関連融資に関する大蔵省通達について

大蔵省は10月27日、各金融団体に対し、土地関連融資に関する銀行局長通達および事務連絡を発出して、一連の土地関連融資対策を実施する旨を発表した。その概要は以下のとおり。

1. 金融機関に対して、投機的土地取引等にかかる融資を厳に排除するという従来の通達の趣旨の徹底を図るとともに、ノンバンク貸金業者向け融資につき使途にかかる十分な審査を行うよう指導する。
2. 昭和62年7月以降実施している土地関連融資に関する「特別ヒアリング」において、従来の対象案件に加

え、今後、④最近地価高騰が著しい地域等における土地融資案件、⑤金融機関の貸金業を営む関連会社の土地融資案件、に重点を置いたヒアリングを実施する。

3. 金融機関のノンバンクに対する融資の実態把握のため、事務連絡を発出して、報告を徴求する。
4. 金融機関のノンバンク向け融資につき、資金使途の確認状況等にまで踏み込んだヒアリングを行い、不適正な融資があれば厳しく指導する。
5. 金融検査においても、通達の趣旨を踏まえた実態把握を行い、不適正な融資があれば厳しく指導する。
6. 全国貸金業協会連合会等のノンバンク貸金業者の団体に対し、投機的土地取引等にかかる融資の自粛方を要請する。

◇郵便貯金利率の変更について

政府は10月31日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、11月6日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は11月4日付で公布。)

郵便貯金利率

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|------------------------|------|------|
| 通常郵便貯金 | 1.92 | 1.80 |
| 積立郵便貯金 | | |
| 1年 | 2.64 | 2.52 |
| 2年 | 2.76 | 2.64 |
| 3年 | 2.88 | 2.76 |
| 定額郵便貯金 | | |
| 1年未満 | 2.82 | 2.54 |
| 1年以上1年6か月未満 | 3.32 | 2.95 |
| 1年6か月以上2年未満 | 4.07 | 3.70 |
| 2年以上2年6か月未満 | 4.42 | 4.05 |
| 2年6か月以上3年未満 | 4.47 | 4.10 |
| 3年以上 | 4.57 | 4.20 |
| 定期郵便貯金 | | |
| 6か月 | 3.57 | 3.20 |
| 1年 | 4.32 | 3.95 |
| 住宅積立郵便貯金 | | |
| 〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕 | | |
| 1年以上2年未満 | 3.12 | 3.00 |
| 2年以上3年未満 | 3.60 | 3.48 |
| 3年以上4年未満 | 4.32 | 4.20 |
| 4年以上5年未満 | 4.56 | 4.44 |
| 5年 | 4.80 | 4.68 |
| 〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕 | | |
| 1年以上2年未満 | 2.76 | 2.64 |
| 2年以上3年未満 | 2.88 | 2.76 |
| 3年以上4年未満 | 3.24 | 3.12 |
| 4年以上5年未満 | 3.48 | 3.36 |
| 5年 | 3.72 | 3.60 |
| 進学積立郵便貯金 | | |
| 〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕 | | |
| 2年以下 | 2.40 | 2.28 |
| 2年1か月以上 | 2.64 | 2.52 |
| 〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕 | | |
| 2年未満 | 2.64 | 2.52 |
| 2年 | 2.76 | 2.64 |
| 2年1か月以上 | 2.88 | 2.76 |

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引上げについて

(1) 信託銀行7行は、2年ものおよび5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、11月6日以降募集分から実施した(10月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|-----------|------|------|
| 契約期間 2年もの | 4.77 | 4.4 |
| 契約期間 5年もの | 5.32 | 5.12 |

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間1年以上、2年以上および5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、11月6日以降受託分から実施した(10月27日)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|--------------|------|------|
| 契約期間 1年以上のもの | 4.32 | 3.95 |
| 契約期間 2年以上のもの | 4.62 | 4.25 |
| 契約期間 5年以上のもの | 5.18 | 4.98 |

◇政府系金融機関の貸出基準金利引上げについて

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引上げ、11月1日から実施した。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|--|-----|-----|
| 日本開発銀行 中小企業金融公庫 国民金融公庫 環境衛生金融公庫 | 6.2 | 6.0 |

◇新短期プライムレートの引上げについて

富士銀行は、新短期プライムレートを次のとおり引上げ、11月6日から実施した(10月27日発表)。

なお、他の都市銀行、長期信用銀行3行、信託銀行7行も、11月8日までに同様の引上げを実施した。

新短期プライムレート

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|------------|-------|-------|
| 新短期プライムレート | 5.750 | 4.875 |

◇長期貸出最優遇金利の引上げについて

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は、長期貸出最優遇金利を次のとおり引上げ、11月1日から実施した(10月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

| | 変更後 | 変更前 |
|-----------|-----|-----|
| 長期貸出最優遇金利 | 6.2 | 6.0 |

◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(長期国債は10月26日、政府保証債、公募地方債は10月27日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-------|----------|-------|-------|
| 長期国債 | 表面利率(%) | 5.1 | 4.9 |
| | 発行価格(円) | 99.58 | 98.68 |
| | 応募者利回(%) | 5.163 | 5.099 |
| 政府保証債 | 表面利率(%) | 5.1 | 5.0 |
| | 発行価格(円) | 98.50 | 99.75 |
| | 応募者利回(%) | 5.329 | 5.037 |
| 公募地方債 | 表面利率(%) | 5.1 | 5.0 |
| | 発行価格(円) | 98.25 | 99.50 |
| | 応募者利回(%) | 5.368 | 5.075 |

◇割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(10月27日決定)。

割引国債の発行条件

| | 変更後 | 変更前 |
|----------|-------|-------|
| 発行価格(円) | 77.50 | 78.50 |
| 応募者利回(%) | 5.230 | 4.960 |

◇金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(10月27日発表)。

利付金融債の発行条件

| | | 変更後 | 変更前 |
|-----|----------|--------|--------|
| 5年物 | 表面利率(%) | 5.3 | 5.1 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 100.00 |
| | 応募者利回(%) | 5.300 | 5.100 |
| 3年物 | 表面利率(%) | 5.1 | 4.9 |
| | 発行価格(円) | 100.00 | 100.00 |
| | 応募者利回(%) | 5.100 | 4.900 |

◇割引金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、11月債から実施した(10月27日発表)。

割引金融債の発行条件

| | 変更後 | 変更前 |
|------------|-------|-------|
| 割引率(%) | 4.48 | 4.02 |
| 発行価格(円) | 95.50 | 95.96 |
| 応募者利回(%) | 4.712 | 4.210 |
| 〈同 税引後(%)〉 | 3.831 | 3.434 |